

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月14日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第12号

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第6号および第24条第1項第6号中「栄養士」の後に「または管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。